

租税教育実践校委嘱要項

熊本県租税教育推進協議会

1 目的

小中学校の児童・生徒に対して、社会公共事業に対する理解を深め、租税についての正しい知識を養うとともに、遵法の間神をつちかうことにより、将来のより良い県民を育成するための租税教育の実践を委嘱することを目的とする。

2 租税教育実践校の委嘱

- (1) 県下小中学校のうちから、各地区租税教育推進協議会（以下「地区租推協」という。）ごとに毎年1校を選定し、租税教育実践校（以下「実践校」という。）として、これに租税教育の実践を委嘱する。
- (2) 委嘱期間は原則として1年とする。ただし、特に必要があると認められるときは、委嘱期間をさらに1年間延長することができるものとする。
- (3) 実践校の選定は、地区租推協からの推薦に基づき行うものとするから、地区租推協は、毎年2月末日までに、「租税教育実践校推薦書」（別記第1号様式）により、熊本県租税教育推進協議会（以下「県租推協」という。）あて次年度の実践校を推薦する。
- (4) 実践校には、「委嘱状」（別記第2号様式）を交付する。

3 租税教育の実践内容

- (1) 実践校は、学校教育課程において、前掲の目的が達成できるよう、各教科（主に社会科）のなかの関連する題材をとらえ、あるいは教科以外の領域（特別活動・道徳）において、租税の本質と歴史的変遷、民主主義と政治と租税との関連、社会生活と租税との不可分性等に対する理解を求め、租税に対する実践的態度を涵養するものとする。
- (2) 実践校は、実践内容を創意工夫し、より効果的な方法で実施するものとする。授業以外の実践内容を例示すると次のとおりである。
 - ・ 税務関係機関の職員等を講師とする「租税教室」の開催
 - ・ 租税に関する事項をテーマにするアンケート調査等の実施
 - ・ 学校通信、学級通信等による地域への広報活動
 - ・ 文化祭、保護者会、授業参観等における実践発表
 - ・ 租税教育実践校連絡会議（毎年5月開催予定）での実践報告
 - ・ 租税に関する作品（ポスター、標語、作文等）の募集
 - ・ その他目的を達成するための教育活動

4 租税教育の実践計画

実践校は、租税教育の実践体制を整備するとともに、委嘱期間のはじめに、「租税教育実践計画書」（別記第3号様式）により租税教育実践計画を策定し、組織的、計画的な実践に努めるものとする。

5 租税教育の実践経費

(1) 租税教育を実践するために学校が必要とする消耗品を、県租推協が購入し、実践校に支給する。

(2) 消耗品は、租税教育に必要な作文用紙・画用紙・広用紙・筆記用具等に限ることとする。ただし、租税教育に必要と認められる範囲において「税に関する書籍」を含む。

6 租税教育用消耗品の購入・支給方法等

(1) 実践校は、委嘱期間のはじめに、「租税教育実践消耗品購入希望調」（別記第4号様式）を「租税教育実践計画書」と共に地区租推協あて提出しなければならない。

(2) 地区租推協は、提出された前号の書類を精査して、実践校を所管する教育委員会及び県租推協あて提出しなければならない。

(3) 県租推協は、「租税教育実践消耗品購入希望調」に基づき、実践校に対して、予算の範囲内で消耗品を購入し、支給する。

7 租税教育の実践結果

(1) 実践校は、実践成果を「平成 年度租税教育実践成果報告書」（別記第5号様式）に取りまとめるとともに、その普及に努めるものとする。

(2) 実践校は、委嘱期間終了後速やかに、「租税教育実践成果報告書」及び「租税教育実践報告書」（別記第6号様式）を地区租推協あて提出しなければならない。

(3) 地区租推協は、提出された前号の書類を精査して、実践校を所管する教育委員会及び県租推協あて提出しなければならない。

付 則 平成5年6月11日 施行
 平成6年5月27日 一部改正
 平成10年5月1日 一部改正
 平成23年5月19日 一部改正